

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年9月25日

【会社名】 株式会社メディビックグループ

【英訳名】 MediBIC Group

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 喜多見 浩次

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号

【電話番号】 03-3222-0132

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 三坂 大作

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号

【電話番号】 03 3222 0132

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 三坂 大作

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 699,925,800円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年9月20日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報」の記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

株式会社アニマルステムセルの完全子会社化資金：300百万円

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1) 払込金額の選定根拠及びその具体的内容

3【訂正内容】

訂正箇所は、_____（下線）を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

4 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

株式会社アニマルステムセルの完全子会社化資金：300百万円

<訂正前>

OPTIC FINANCE LIMITEDについて

<前略>

人的関係がありますOF社Director板橋氏は、当社の大株主である株式会社CFキャピタルの代表取締役でもあります。当社がアニマルステムセル社の買収を検討する過程及び決定機関において、OF社、CFキャピタル社のDirector、役員及び従業員は関与していません。

取引関係があったOF社Director久保氏は、ドクターとしての専門業務等を委託していましたが、現在、契約は終了しており、取引関係はございません。追加

<訂正後>

OPTIC FINANCE LIMITEDについて

<前略>

人的関係がありますOF社Director板橋氏は、当社の大株主である株式会社CFキャピタルの代表取締役でもあります。当社がアニマルステムセル社の買収を検討する過程及び決定機関において、OF社、CFキャピタル社のDirector、役員及び従業員は関与していません。

取引関係があったOF社Director久保氏は、ドクターとしての専門業務等を委託していましたが、現在、契約は終了しており、取引関係はございません。このようなことより人的関係、取引関係があるものとの利益相反はございません。

<訂正前>

<前略>

このような新たな事業機会の到来を受け、当社グループは、これまでの既存事業である遺伝子情報を活用した評価方法等により、再生医療市場で幅広い事業機会を獲得することが可能となりますが、再生医療のカギとなる幹細胞に関する技術（培養技術、品質評価技術）や培養設備は持っていません。これは今後の事業拡大を行う時に大きな足かせとなります。そこで当社グループでは、追加より高い競争力を得て、かつ短期間で事業成長を加速させることを目的として、幹細胞製造技術を有するアニマルステムセル社を買収することを決定しました。

<後略>

<訂正後>

<前略>

このような新たな事業機会の到来を受け、当社グループは、これまでの既存事業である遺伝子情報を活用した評価方法等により、再生医療市場で幅広い事業機会を獲得することが可能となりますが、再生医療のカギとなる幹細胞に関する技術(培養技術、品質評価技術)や培養設備は持っていません。これは今後の事業拡大を行う時に大きな足かせとなります。そこで当社グループでは、当社大株主である株式会社CFキャピタルの代表者であり、OPTIC FINANCE LIMITEDのDirectorでもある板橋氏よりアニマルステムセル社の紹介を受け、アニマルステムセル社が持つ技術及び設備等を精査した結果、当社グループとしては、アニマルステムセル社を子会社化することにより高い競争力を得て、かつ短期間で事業成長を加速させることを目的として、幹細胞製造技術を有するアニマルステムセル社を買収することを決定しました。

<後略>

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1) 払込金額の選定根拠及びその具体的内容

<訂正前>

<前略>

上記期間を算定の基準としましたのは、今回の本第三者割当により発行される株式数、当社の業績の動向、当社株式の株価の推移、売買出来高水準、市場全体の環境等を勘案し、既存株主にも配慮して決定いたしました。

<後略>

<訂正後>

<前略>

上記期間を算定の基準としましたのは、今回の本第三者割当により発行される株式数、当社の業績の動向、当社株式の株価の推移、売買出来高水準、市場全体の環境等を勘案し、既存株主にも配慮したものであります。

<後略>